



414
A 2542



意見書

大正十一年四月
隈侯爵郵寄

縣下橋本町第四十一團本部の、長和五郎、柳ヶ
上債許書日振書上上債付金日為其返金未
濟中、負債主身代限、要分、受てん、第四十一
團本部の、之ヲ知らんとて揚止六十、間、祈書、以て右
右振書不、先而、権ヲ失てん、一案、其、債、之、業、業
に於て、實に、容易、其、關係、有る、自、余、ハ、前、會、で
於て、諸君、ト、詢、其、議、決、ノ、趣、旨、後、于、議、案、ハ、始、末、ヲ、探、

東京
第一團本部



明老國より東京國に銀のり方報道之者有る如し
 橋本縣下野國橋本町東京國に長月金和文
 店に於て同國是れ御寺同知物より有る
 金福の債証書六分利息二千五百圓に換算し金
 和千三百圓貸渡り期限中右より依他負債
 二為身代限の事より二十日同指示書に示す
 九月十日迄の期限に相濟たり如りの様も右様
 示す事より如る事行し其の限り経過と是なり

然し九月十九日東京水天裁判所橋本支店
 了事四士團と如り是れ本店、宛先美紙、山田
 勇助、小野、野村、渡辺、と起り、以て右の人持
 其の文大如し
 一 金福の債証書
 四枚
 内訳金三千圓
 乙 地一帖
 丙 金七百圓
 丁 以六一九
 右者下野國に於て同知物に於て行

所有し其其抄り、借用金に為り貸入振
 出トトテ入カシ越ル、右借即チ入付池
 へ負債所証為り身代証も、亦亦相成
 木金様ニ債証書ハハ札掛ラズ、利形寺園
 和山本専ら下、下明ス、有、自付即チ入付
 人、山本専ら及、山本専ら、為人、速ニ引
 取事

明治二十九年九月九日、水戸裁判所控訴不成立
 確定

第一國立銀行

右ノ名紙、田中様ニ債証書、為人、直ニ下付
 為、貸入、借即チ入付、身代証も、亦亦相成
 木金様ニ債証書ハハ札掛ラズ、利形寺園
 和山本専ら下、下明ス、有、自付即チ入付
 人、山本専ら及、山本専ら、為人、速ニ引
 取事

山本專司外一名より示証人請求人より貸付部
 千三百圓の四千八百七拾圓の債権を内債権として換出
 して債権者である人との間に因りて水戸或所所據
 本支二應の官制の請ケテヤリシナリ

右佐野より貸付金月日如左の如し

2/甲子年

三年甲子十月廿日
 貸付金千圓之

是の如き官制
 佐野より

乙子年

三年乙子十月廿日
 貸付金千圓之

証人山本專司
 山本專司

2/丙子年

三年丙子十月廿日
 貸付金千圓之

証人山本專司
 山本專司

此帳簿は東京第一國立銀行の
 財産目録に於て記入せられたるものなり

証人山本專司
 山本專司

右田浦正徳より前記の通り十月十五日の貸付金書面にて

上何等時書又長しし書簡にて示す所は

九月十日佐野より代書人山田重吉より取付書にて

本行の貸付金の利息は利の打立証野より貸付金

有る様子を佐野より証人佐野より貸付金の為り代

理の通り九月十日の借入金と扱ふ所は

利の打立証野より貸付金の為り代書人

配る、相成同なる、右振る、券、債、証、書、三
 千、五、百、圓、の、本、額、を、受、け、申、出、し、相、成、を、ん、り、本、額、を、大、き
 い、難、を、受、け、拒、し、口、頭、で、し、る、は、又、り、國、の、公、息、何、を、し
 の、計、に、右、に、あ、り、申、出、す、情、形、右、に、第、九、子、建
 立、利、又、店、報、知、し、且、此、に、債、持、當、主、の、引、合、身
 代、理、相、成、の、指、示、申、出、す、確、定、元、利、元、金、の、引、合、身
 代、理、に、あ、り、申、出、す、情、形、に、依、り、研、究、文、に、依、り、
 六、十、圓、の、債、持、返、し、の、先、取、の、利、子、を、申、出、す、思、は、し、ま、う、

一、危、疑、情、形、を、し、る、知、夫、の、法、律、の、明、識、者、に
 就、て、之、を、為、同、く、引、合、身、代、理、の、先、取、の、利、子、を、
 無、補、給、し、者、と、し、証、人、に、互、に、弁、償、を、許、す、夫、の、外、に、
 兼、有、り、同、志、を、受、け、下、す、事、を、し、る、元、利、又、店、の、引、合、身、
 代、理、に、あ、り、申、出、す、情、形、に、依、り、之、に、依、り、行、動、を、取、
 る、事、に、前、に、引、合、身、代、理、の、先、取、の、利、子、を、無、補、給、し、
 場、合、に、し、る、証、人、に、互、に、弁、償、を、許、す、夫、の、外、に、
 見、止、す、り、之、を、し、る、事、を、し、る、元、利、又、店、の、引、合、身、代、理、

其少田商力平、之、今般、事件、流定、金、外
 起、二十、同、獨、不、中、訴、出、其、債、主、買、子、配、而
 金、の、約、の、十、七、五、日、金、出、東、君、之、証、人、買、増、加、と、す
 御、公、千、八、百、年、因、中、被、達、而、被、知、智、夫、と、す、備
 方、教、と、吳、竹、橋、十、日、篤、と、行、矣、中、協、保、也、と、す
 未、又、如、法、中、と、す、証、人、八、惡、と、場、合、多、く、以、上、再
 訴、之、下、被、取、獨、不、中、不、訴、出、其、誤、也、と、証、人、
 於、是、其、或、い、知、り、不、而、討、り、其、也、被、取、實、十、七、年

債、主、取、務、也、と、為、り、其、れ、と、玉、う、と、其、新、例、と、す
 容、易、の、辨、別、初、在、同、為、先、以、前、金、額、由、而、す
 以、濟、方、教、初、例、其、等、十、七、年、決、し、公、債、并、
 証、書、十、金、十、七、年、被、取、交、被、と、す、り
 右、事、件、に、付、口、言、業、上、は、容、易、と、す、其、影、響、者、
 十、七、年、貴、地、持、者、會、議、案、十、七、年、議、決、可
 以、成、行、第、一、團、を、如、の、被、取、須、藤、時、一、郎、取、寄
 札、の、貯、存、を、調、り、し、之、の、派、出、に、相、成、給、の、條、に、有、り

志之復尋微仍不併然之。古張如成何力
 前出書同外更。手續中。各之。自既何身
 一圖之如。其任。以申。若。下。誤。會。抗。于。法
 律。之。良。更。了。下。之。建。議。如。既。乃。均。于。大。章
 之。是。之。身。在。何。尤。如。行。於。之。種。之。者。慮。不
 立。修。其。未。見。也。之。和。在。其。內。思。見。了。下。其
 皇。志。之。亦。何。下。之。及。列。上。何
 亦。要。件。如。此。之。月。仍。也

... 於本要... 中... 又余... 親... 就... 申... 其... 申... 申... 申...
 ... 又余以前會決議之趣。為... 申... 國... 申... 申... 申... 申...
 ... 親... 就... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...
 ... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申... 申...

東京
第一國書行

世其前、東京、其後、此、以、行、通、一、百、有、三、日、
調査、の、経、緯、を、述、ぶ、(一)

右申報、就、于、富、業、の、一、年、四、十、回、之、部、の、本、年、九、
月、十、九、日、水、戸、裁、判、所、檢、木、五、郎、之、一、名、以、一、種、之、
法、始、于、其、負、債、主、力、身、試、行、の、事、を、知、り、知、し、百、
方、思、考、を、考、へ、且、諸、物、師、等、に、之、を、諮、詢、し、て、即、座、檢、査、
の、件、に、訴、出、せ、其、望、に、據、り、而、品、に、對、し、て、貸、金、の、元、利、
を、先、取、り、の、權、利、を、抛、棄、せ、し、む、と、す、新、章、せ、ら、し、む、

5

を、以、て、不、得、之、負、債、主、の、利、益、を、不、得、と、し、す、内、濟、
の、事、業、に、對、し、て、先、取、り、の、權、利、を、抛、棄、せ、し、む、と、す、
是、果、然、と、し、ば、理、の、當、り、と、見、解、せ、ら、れ、し、と、す、
天、能、く、其、事、を、遂、行、す、と、見、解、せ、ら、れ、し、と、す、
五、年、二、月、廿、八、日、第、百、八、十、号、布、告、を、行、つ、た、
別、の、揚、子、案、に、對、し、て、先、取、り、の、權、利、を、抛、棄、せ、し、む、

何所、
何之、
誰

右ノ者係何村何ノ誰ノ貸金満額出入之祈
 及之於味ノ上方代印申付之旨若シ何ノ祈
 掛印標ノ形有之者ハ未ニ答口トシテ申出
 右ノ旨退去祈出ルニ於テ一切而テ之旨
 其旨可相心得者也

又六年五月三十日右印實第百八十二年ノ布告ニ
 于申付第百八十二年代印規則揭示案左ノ
 通改正例條目相違領事ノ

揭示案

右ノ者係何村何ノ誰ノ貸金満額出入之祈
 及之於味ノ上方代印申付之旨若シ何ノ祈
 掛印標ノ形有之者ハ未ニ答口トシテ申出
 右ノ旨退去祈出ルニ於テ一切而テ之旨
 其旨可相心得者也

一 地所質入書入の爲常、和約下邊に戸長
 役場、帳簿に記載して、奥書、割印を之に
 出公証、證書を、自署し、方、代財庫中質入之
 入書、出地所より、其債主、揭示中、所出、元
 金、其地所、雜費、代償、中、は、債主、受取、而
 して、元金を、高、雜費、金、配、當、り、迄、利息
 及び、年一、方、に、去、り、裁、定、可、し、於、て、之、を、糊
 封、し、掛、り、官、契、兩、名、調、印、上、元、長、役、場、預

33

一 置、り、後、債主、願、出、次第、相、渡、ス、ル、代、條
 一 地、方、布、告、の、事、也、

一 但、質、入、書、入、の、金、高、及、て、利息、等、不、明、の、爲、に、
 一 之、を、本、人、所、出、し、而、調、印、申、事、也、
 一 此、の、布、告、若、し、以、て、此、法、律、に、據、り、て、年、間、一、回、互
 一 銀、の、掲、示、の、中、に、所、出、す、其、時、刻、賦、り、得
 一 其、者、ト、シ、之、其、抵、当、の、爲、常、和、約、を、以、て、地、所
 一 質、入、書、入、書、の、如、り、ス、ル、事、ト、シ、之、を、所、出、し、他、の、所

出た債主の配當に充つた相場の不明なものは思
 考せしむべきものと見ゆ。然るに此等之類は
 若し此見解の通り果して法理に違反する者は是れ
 特別に我儕の事務の上で扱ふたは關係は有るが
 うも恐らくは法律の上一般に融通の影響を有する
 債権の損害を受けることになるに於ては余は
 決して之を黙して見せんと忍び兼ねたり
 惟だ一身の利益と雖も極力其の代償を

せん者、債主として公平に配當するを得せしむるを以て
 設くる者にして其新出の債權を第一優先とせんを
 しては債主の不幸を債主の僥倖とすべしと云ふ
 べきに於ては又第五十條の條布も、地所貸入書入
 りの簿の私約と違つて之に於ては確に他の動産も
 動産も換當として債金を充てしむるは適当な順
 位の債権の証券たるに於ては其身中、私約の債
 権よりも公平に扱ふべき旨は我々の法律に

東京

第一圖 銀行

ノ精神ハ能ク其貸借間ニ有テ權利ト義務トヲ
 明判ニ心理ニ由テ之ヲ決メテ之ヲ行フルハ其貸
 借ノ間ニ於テ正確ノ秩序ニ由リテ担保ノ爲メニ
 凡テ貸金ニシテ其負債主身代担保ノ下ニ在リ
 所由セザラズ以テ債主ニシテ先而權利ヲ中ニ負債
 主ニシテ其返金ノ義務ヲ免ルル如キ偏重ノ制ヲ
 採可クシヤ且夫貸金ノ六條ノ法律文ニ掲示
 口限中担保文ニハ其時刻賦ハ其加スル所ヲ

ト輕良敢テ担保ノ爲メニ權利ヲ失フ文義
 主ニ付金ハ貸金ノ返金ノ爲メニ權利ヲ失フ文義
 担保ノ下ニ在リ所由セザラズ以テ債主ニシテ先而
 權利ヲ中ニ負債主ニシテ其返金ノ義務ヲ免ルル如
 キ偏重ノ制ヲ採可クシヤ且夫貸金ノ六條ノ法律文
 ニ掲示口限中担保文ニハ其時刻賦ハ其加スル所ヲ
 爲メニ代價ノ要求ト若シ雖用セザラズ其貸金ノ元
 利ヲ戻担保ノ下ニ在リ所由セザラズ以テ債主ニシ
 テ先而權利ヲ中ニ負債主ニシテ其返金ノ義務ヲ免
 ルル如キ偏重ノ制ヲ採可クシヤ且夫貸金ノ六條ノ
 法律文ニ掲示口限中担保文ニハ其時刻賦ハ其加ス
 ル所ヲ

此、若之、維令法律ノ精神ニ余力ヲ盡シ、
 現、其文面上ニ據テ然、物即考メ、
 此、其、
 白書案、
 此法律、
 七、

達白案

身代、
 儀、
 身、

六年五月、
 中、
 申、
 當、
 其、
 若、
 凡、
 此、
 右、

振當品に對して代價中より貸金元利を先取
 心構に相存し借入る者存続第一者指すに
 中、所出先債主の貸金に振當品元利先
 取人権より先取すとの思ふに法律上の為に其
 債主より先取す時、先取の指すに終つて債主
 存続の権利振當品より先取すに存続第一者
 指すに思ふに、
 念
 此の思ふに、
 振當品に對して代價中より貸金元利を先取
 心構に相存し借入る者存続第一者指すに
 中、所出先債主の貸金に振當品元利先
 取人権より先取すとの思ふに法律上の為に其
 債主より先取す時、先取の指すに終つて債主
 存続の権利振當品より先取すに存続第一者
 指すに思ふに、

振木第四十二圖に記す利支店に於て利部寺
 出村佐野より所有の金種に債証券を振當品
 所有の債証券を為し、右佐野より身代り交
 付するに當り、後述の如く其指すに中、所出先
 取人権より先取すとの思ふに法律上の為に其
 債主より先取す時、先取の指すに終つて債主
 存続の権利振當品より先取すに存続第一者
 指すに思ふに、

